

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 堺泉北港湾振興連絡協議会(以下「協議会」という。)は、堺泉北港の利用促進を目的に、荷主企業をはじめとする事業者が負担するコンテナ貨物輸送に係る経費に対し、予算の範囲内において国際コンテナ貨物集荷促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 阪神港内航フィーダー助成

コンテナ貨物の国際海上輸送にあたって、堺泉北港から新たに定期内航フィーダーを利用して神戸港及び大阪港への輸送を開始する場合

(2) 堺泉北港新規利用コンテナ助成

堺泉北港に寄港する外航定期コンテナ航路(別表)を利用し、新たにコンテナの輸出入を開始する場合

2 第1項に定める助成対象事業は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 輸送を開始した日(以下、「事業開始日」という)から継続して行うこと。

(2) 堺泉北港で直接、船舶(内航フィーダー航路に就航する「はしけ」も含む)へのコンテナ貨物の揚げまたは積みを行うこと。

(3) 阪神港内航フィーダー助成は輸出コンテナ貨物、堺泉北港新規利用コンテナ助成は輸出入コンテナ貨物とする。

(助成対象事業者及び対象貨物)

第3条 助成対象事業者は、法人たる荷主企業及び他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者とする。ただし、同一の助成対象コンテナで申請できるのは一事業者のみとする。

2 対象貨物は、前条第2項(3)に規定する貨物とする。なお、堺泉北港新規利用コンテナ助成の対象は、実入りコンテナ及びそれに類する貨物とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は次の各号に定めるところにより協議会が算定した額とする。なお、助成金額については、コンテナのサイズ(20フィート、40フィート)にかかわらず輸送合計本数に下記(1)又は(2)に記す助成額(単価)を乗じた金額とする。

(1) 阪神港内航フィーダー助成

1 コンテナあたり8,000円(ただし、その額が50万円を超えるときは50万円)

(2) 堺泉北港新規利用コンテナ助成

1 コンテナあたり5,000円(ただし、その額が50万円を超えるときは50万円)

2 助成金の総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で50万円に満たない金額とする。

(助成対象期間)

第5条 当該年度の輸送事業を開始した日から平成29年2月28日までとする。

(助成金の認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、輸送事業を開始した日から助成対象期間末日までに、次の各号に定める書類を協議会に提出しなければならない。

(1) 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定申請書(第1号様式)

(2) その他協議会が必要と認める書類

(助成金の認定)

第7条 協議会は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、その計画が適当であり、助成金を交付に予定すべきものと認めたときは、国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定通知書(第5号様式)を申請者に通知するものとする。ただし、前条に係る申請は、予算の範囲内において受理するものとする。

(認定後の事業の中止)

第8条 申請者は、前条第1項の認定通知後に、事業を中止する場合は、事業中止届(第4号様式)を協議会に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の事業中止届を提出後、第9条の手続きにより助成金の交付を申請することができる。

(助成金の交付の申請)

第9条 申請者は、助成金の交付を受ける場合には、次の各号に定める書類を協議会に提出しなければならない。

(1) 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付申請書(第3号様式)

(2) 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定通知書(写し)

(3) 船荷証券など堺泉北港でのコンテナの揚げ積みを行ったこと及び本数等を確認できる書類の写し

(4) その他協議会が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第10条 協議会は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付決定を行い、国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付決定通知書(第6号様式)を申請者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による交付決定後30日以内に交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第11条 協議会は、助成決定者又は既に助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月7日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

別表

堺泉北港に寄港する外航定期コンテナ航路

航路名	船社名	就航頻度	使用岸壁
青島航路	SITC CONTAINER LINES(SITC)	週 1 便 (金)	助松埠頭 8 号岸壁
上海航路	中通国際海運有限公司(CCL)	週 1 便 (水)	助松埠頭 8 号岸壁
東南アジア・上海航路	SITC CONTAINER LINES(SITC)	週 1 便 (日)	助松埠頭 8 号岸壁

第1号様式 (要綱第6条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

(申請者) 住所

名称

代表者名

印

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定申請書

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 助成対象事業	① 阪神港内航フィーダー助成 ② 堺泉北港新規利用コンテナ助成
2. 航路の名称	航路
3. 事業開始日	平成 年 月 日
4. 荷主企業 (申請者が荷主企業と異なる場合)	
5. 輸送貨物の品目	
6. 認定金額	円 (認定対象金額が上限額500,000円を超える場合は、500,000円と記載)

7. 事業計画

計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
20フィート												
40フィート												
計												
認定対象金額	本 (輸送本数) × 円 (助成単価) = 円											

8. 添付書類 要件確認申立書

要件確認申立書

堺泉北港港湾振興連絡協議会会長 様

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定に基づき、助成金の交付を受けようとする者として、下記の1から5までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、下記の1から5までの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、堺泉北港港湾振興連絡協議会が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、要綱第11条に基づき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

平成 年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者）

印

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

(申請者) 住所

名称

代表者名

印

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付申請書

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 助成対象事業	① 阪神港内航フィーダー助成 ② 堺泉北港新規利用コンテナ助成
2. 航路の名称	航路
3. 事業開始日	平成 年 月 日
4. 認定番号	
5. 認定金額	円
6. 助成金額	円 (交付対象金額が上限額500,000円を超える場合は、500,000円と記載)
7. 助成金振込先	金融機関名・支店名： 口座番号：（普通・当座） 口座名義人（フリガナ）：

8. 交付対象実績

実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
20フィート												
40フィート												
計												
交付対象金額	本（輸送本数） × 円（助成単価） = 円											

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

(申請者) 住所

名称

代表者名

印

事業中止届

平成 年 月 日付けて認定通知を受けた事業について、下記のとおり事業を中止しますので、国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱第8条の規定により届けます。

記

1. 助成対象事業	① 阪神港内航フィーダー助成 ② 堺泉北港新規利用コンテナ助成
2. 航路の名称	航路
3. 事業開始日	平成 年 月 日
4. 事業終了日	平成 年 月 日
5. 中止の理由	

平成 年 月 日

名称

代表者職・氏名

堺泉北港港湾振興連絡協議会
会長 兒玉 光剛

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定通知書

平成 年 月 日付けて認定申請のありました件については、下記のとおり認定決定したので通知します。

記

1. 助成対象事業 ① 阪神港内航フィーダー助成 ② 堺泉北港新規利用コンテナ助成
2. 航路の名称 航路
3. 事業開始日 平成 年 月 日
4. 認定金額 円
5. 認定番号

平成 年 月 日

名称

代表者職・氏名

堺泉北港港湾振興連絡協議会
会長 兒玉 光剛

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった助成金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成対象事業 ① 阪神港内航フィーダー助成 ② 堺泉北港新規利用コンテナ助成

2. 航路の名称 航路

3. 事業開始日 平成 年 月 日

4. 助成金額 円

交付は、本決定通知日から30日以内となります。